

紛争鉱物対応方針

「紛争鉱物」とは、武力紛争や人権侵害を伴う環境下で採掘された鉱物資源の呼称であり、特にコンゴ民主共和国の東部およびその周辺諸国（DRC 諸国）を原産とする「金、スズ、タンタル、タングステン」のことを指します。

これら鉱物の採取・取引による収益は複数の武装勢力の資金源となり、紛争地域における非人道的行為、奴隷・強制労働、児童労働、拷問、戦争犯罪を助長していると考えられています。

通常、紛争鉱物は多くの中間業者が介在する複雑な流通経路を経て最終消費者の手に渡ります。

2010年金融規制改革法(通称ドッド・フランク法)の規定に沿い、米国証券取引委員会(SEC)は紛争鉱物に関する報告・開示を義務化する最終規則を採択しました。

同規則は SEC に登録している製造企業に対し、自社が製造もしくは製造委託する製品が機能性の確保や生産上の必要から紛争鉱物を含有しているかどうかを開示するよう求めています。

富士工業は、人道的観点から暴力的紛争の終息を目指す同規則の要求事項を順守し、DRC 諸国における人権侵害に加担され供給される金、スズ、タンタル、タングステンの使用を禁止します。

仮に富士工業及び協力会社が調達する材料や部品に含まれる金、スズ、タンタル、タングステンの精錬所が DRC 諸国の紛争に加担していることが判明した場合、富士工業はそれら鉱物を排除するための適切な措置をとります。